

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【公開番号】特開2013-99246(P2013-99246A)

【公開日】平成25年5月20日(2013.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2013-025

【出願番号】特願2012-233359(P2012-233359)

【国際特許分類】

H 02 J 7/00 (2006.01)

B 60 L 11/18 (2006.01)

H 01 M 10/44 (2006.01)

G 06 Q 50/06 (2012.01)

【F I】

H 02 J 7/00 P

B 60 L 11/18 C

H 01 M 10/44 Q

H 01 M 10/44 101

G 06 Q 50/06

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月13日(2015.10.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電力貯蔵装置(106)に電流を供給する際に使用するための充電システム(300)であって、

充電動作を遂行するために電力貯蔵装置に結合されるように構成された充電装置(104)と、

前記充電装置から離れて位置し、前記充電装置と通信可能に結合されていて、

前記充電装置(104)に要求信号を送信して前記充電装置(104)が前記充電動作を遂行可能であるか否かを決定し、

前記充電装置(104)が前記充電動作を遂行可能であるか否かを示す有効性応答を前記充電装置(104)から受け取り、

前記充電装置(104)が利用可能であると示されたときに、前記要求信号の送信に応答して前記充電装置(104)を予約し、

前記充電装置から充電動作についての価格データを受け取り、

前記価格データを表示し、

前記価格データを容認できるようにし、そして前記価格データが容認された場合に充電動作を開始することを前記充電装置に許可するキオスク(302)と、
を有する充電システム(300)。

【請求項2】

前記充電装置(104)は複数の充電装置内の第1の充電装置であり、前記キオスク(302)は、前記第1の充電装置と前記複数の充電装置内の第2の充電装置とに前記要求信号を送るよう構成されている、請求項1記載の充電システム(300)。

【請求項3】

前記キオスク（302）は、充電動作を遂行するために利用可能である前記第1の充電装置（104）及び前記第2の充電装置を前記要求信号に応答して予約する、請求項2記載の充電システム（300）。

【請求項4】

前記キオスク（302）は、所定の時間が経過したことに応答して前記予約を取り消す、請求項3記載の充電システム（300）。

【請求項5】

前記キオスク（302）は、前記第1の充電装置が充電動作を遂行するために選択された場合に前記第2の充電装置（104）の予約を取り消す、請求項3記載の充電システム（300）。

【請求項6】

前記キオスク（302）は、前記第2の充電装置によって充電動作を遂行するために前記第2の充電装置（104）から価格データを受け取るように構成されている、請求項2記載の充電システム（300）。

【請求項7】

前記キオスク（302）は、前記第1の充電装置（104）からの価格データ及び前記第2の充電装置からの価格データを表示するために表示装置（314）を有している、請求項6記載の充電システム（300）。

【請求項8】

前記キオスク（302）は、充電動作を遂行するために前記第1の充電装置（104）及び前記第2の充電装置の内の一方を選択する入力をユーザーから受け取るためのユーザー入力装置（312）を有している、請求項2記載の充電システム（300）。

【請求項9】

前記第1の充電装置（104）が選択されたとき、前記キオスク（302）は前記第1の充電装置を予約するが、前記第2の充電装置を予約しない、請求項8記載の充電システム（300）。

【請求項10】

前記キオスク（302）は、充電動作についての支払い情報を容認するように構成されている、請求項1乃至10のいずれかに記載の充電システム（300）。

【請求項11】

前記キオスク（302）から前記支払い情報を受け取り、
受け取った前記支払情報に基づいて前記充電動作の承認または事前承認するように構成された支払処理システムをさらに含む、請求項10に記載の充電システム（300）。

【請求項12】

前記充電装置（104）と前記キオスク（302）との間の通信を選択的にエネーブル又はディセーブルするサーバをさらに含む、請求項11に記載の充電システム（300）。

【請求項13】

充電装置（104）を備える充電システム（300）で使用されるキオスク（302）であって、

プロセッサを含み、

該プロセッサが、

前記プロセッサに接続された通信インターフェースを使用して前記キオスク（302）から離れて位置する前記充電装置（104）に要求信号を送信して、前記充電装置（104）が充電動作を遂行可能であるか否かを決定し

前記充電装置（104）が前記充電動作を遂行可能であることを示す有効性応答を前記充電装置（104）から受け取り、

前記充電装置（104）が利用可能であると示されたときに、前記要求信号の送信に応答して前記充電装置（104）を予約し、

前記充電装置から充電動作についての価格データを受け取り、

前記価格データを表示し、

前記価格データを容認できるようにし、

前記価格データが容認された場合に充電動作を開始することを前記充電装置に許可する
ようにプログラムされている、キオスク（302）。

【請求項 14】

電力貯蔵装置に電流を供給する方法であって、

キオスク（302）に接続された通信インターフェースを使用して前記キオスク（302）
から離れて位置する充電装置（104）に要求信号を送信して、前記充電装置（104）
が充電動作を遂行可能であるか否かを決定する段階と

前記充電装置（104）が前記充電動作を遂行可能であることを示す有効性応答を前記
充電装置（104）から受け取る段階と、

前記充電装置（104）が利用可能であると示されたときに、プロセッサが前記要求信
号の送信に応答して前記充電装置（104）を予約する段階と、

前記充電装置から充電動作についての価格データを受け取る段階と、

前記価格データを表示する段階と、

前記価格データを容認できるようにする段階と、

前記価格データが容認された場合に充電動作を開始することを前記充電装置に許可する
段階と、

を含む方法。